

第1節 年金制度の適切な運営

1 社会保険庁改革の更なる推進

(1) 組織改革

社会保険庁の組織については、2007（平成19）年6月に「日本年金機構法」が成立し、公的年金に係る財政責任・管理運営責任は国が担いつつ、事業運営に関する業務を新たに非公務員型の公法人が行うこととされている。

政府管掌健康保険（政管健保）については、自主自律の運営による保険者機能の強化や、地域の事情を踏まえた取組みの推進を図るため、2008（平成20）年10月に、国とは切り離された非公務員型の公法人である全国健康保険協会を設立し、都道府県単位の財政運営を基本とすることとしている。

また、公的年金については、2010（平成22）年1月に、非公務員型の公法人である日本年金機構を設立することとしており、機構においては、①能力と実績による人事管理を導入して職員の意識改革を図り、②国民のニーズに応じた業務運営を的確に行うことにより更なるサービス向上を図り、③外部委託化など、事業の適正かつ効率的な実施に努めることとしている。

機構設立に向けて、内閣官房の下の「年金業務・組織再生会議」の意見を聴いて定められる「機構の当面の業務運営に関する基本計画」に基づいて、厚生労働大臣が任命する設立委員が、①職員の労働条件及び職員の採用の基準の決定、②職員の採用、③業務方法書等の策定など、具体的検討を進め、機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、事業の適正かつ効率的な運営を図ることとしている。

(2) 業務改革

社会保険制度に対する国民の信頼を回復するためには、組織改革とともに、徹底した業務改革の取組みが不可欠である。

このため、社会保険庁が緊急に取り組むべき業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」（2004（平成16）年11月策定）及び社会保険庁の各般にわたる取組みの全体像と業務改革の到達目標を明らかにした「業務改革プログラム」（2005（平成17）年9月策定）を策定し、その後も逐次改定しながら、現在、①年金記録問題への対応、②国民サービスの向上、③保険料収納率等の向上、④事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除、⑤法令遵守と個人情報保護の徹底、⑥意識改革の徹底と能力重視の人事政策の六つの柱の下で、各般にわたる業務改革の取組みを推進している。

2 年金実務の信頼回復に向けた取組み

コンピュータ上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることなどの、いわゆる年金記録問題については、2007（平成19）年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」、2008（平成20）年1月24日に年金記録問題に関する関係閣僚会議で決定された「年金記録問題への今後の対応」、同年3月14日に同会議で了承された「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」、同年6月27日に同会議で了承された「年金記録問題への対応の今後の道筋」等に基づき、着実に対応を進めている。

具体的には、以下の対応を中心とする取組みを行っている。

- ① 年金記録を正しいものとするためには、国民の皆様お一人お一人にご自身の記録に「漏れ」や「誤り」がないかを確認していただくことが何より重要である。このため、2007年12月から「ねんきん特別便」をお送りして、年金記録を確認していただいている。この「ねんきん特別便」は、年金記録問題の対応において最も重要な、中核となる取組みである。
 - ア 2008年3月末までに、「5千万件の未統合の記録」と「1億人のすべての年金受給者や現役加入者の方の記録」との氏名・生年月日・性別の3条件によるコンピュータ上での突合せ（名寄せ）、その結果記録が結び付く可能性がある方々1,030万人に「ねんきん特別便」をお送りした。
 - イ 2008年4月からは、同年3月までにお送りした方々以外のすべての年金受給者・現役加入者の方々に「ねんきん特別便」をお送りしている。同年4月と5月には年金受給者3,396万人への送付を完了したところであり、同年6月から10月までにすべての現役加入者6,200万人に送付することになっている。
 - ウ 「ねんきん特別便」に未回答の方や、「訂正なし」と回答した方等に対して、郵送・電話・訪問などによるきめ細やかなフォローアップを行っており、市町村、介護・福祉関係者等の協力を得ながら、
 - ・ 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、2008年度中に集中的に取り組む
 - ・ 現役加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、2009（平成21）年度からの「ねんきん定期便」による取組みにつなげていくこととしている。
 - エ また、「ねんきん特別便」の送付に伴う相談件数の増加に対応できるよう、電話相談や来訪相談等の体制を整備するとともに、「ねんきん特別便」について、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等を中心として周知広報を行っている。こうした取組みについても、市町村、企業、労働組合、社会保険労務士等の協力を得ながら、国を挙げた体制で進めている。
- ② こうした年金記録を確認していただくための取組みと並行して、氏名が旧姓のままであった等、想定される名寄せができなかった要因等に応じて、「ねんきん特別便」等でお申し出いただいた旧姓の活用、住民基本台帳ネットワークの活用などの様々な方法により、未

統合の記録の解明・統合作業を進めている。

- ③ また、国民の皆様がいつでも簡便にご自身の年金記録を確認することができるよう、
- ア 2009年4月から、現役加入者の方に「ねんきん定期便」をお送りし、加入履歴等をお知らせするほか、
 - イ 現在は現役加入者の方のみ利用できるインターネットでの記録照会を年金受給者にも拡大する（2008年度）、
 - ウ 厚生年金保険名簿や市町村国民年金名簿等を電子画像ファイル化して検索できるシステムを整備する（2008年度から準備を進め、2009年度に整備）
- などの取組みを行うこととしている。

- ④ 8億件超に上る紙台帳の記録とコンピュータ記録との突合せについては、実施したサンプル調査の分析等も踏まえ、計画的に進めることとしている。

なお、厚生年金保険料を天引きされたが事業主から届出や保険料納付がないために年金記録がない事案について、年金記録確認第三者委員会への申立の早急な処理を図るため、被保険者が保険料を天引きされた事実を重視し、保険給付を行うこと等を内容とする「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」が2007年11月、第168回臨時国会に提出され、同年12月12日に成立し、同年12月19日から施行されている。

年金記録問題については、2007年10月31日、その発生の経緯、原因、責任の所在等について調査・検証を行った総務省の年金記録問題検証委員会から報告書が提出された。報告書は、年金記録問題発生の根本にある問題として、国民の年金記録を正確に作成し、保管・管理するという組織全体としての使命感や、国民の信任を受けて業務を行うという責任感が決定的に欠如していたことを指摘するとともに、厚生労働省や社会保険庁の歴代幹部職員等の責任も指摘するなど厳しい内容となっている。こうした指摘は厳粛に受け止め、年金記録業務の適正執行に真摯に取り組まなければならない。

年金記録問題については、真摯に反省し、国民の信頼を回復することができるよう、粘り強く、あらゆる手段を尽くして、最後まで最大限の努力をしていく必要がある。

「5千万件の未統合の記録」とは・・・

1996（平成8）年までの公的年金制度は、加入する年金制度の種類毎の番号により、年金記録を管理していた。そのため、会社から自営業に転職するなどして加入する年金制度の種類を移動したこと等によって、お一人で国民年金や厚生年金などの複数の番号をお持ちの方も多くおられた。

1997（平成9）年1月に基礎年金番号が導入され、一人一つの番号で年金記録を管理することになり、お一人で複数の番号をお持ちの方については、それらの記録を基礎年金番号に統合する作業を進めてきたが、2006（平成18）年6月現在でまだなお約5,095万件が基礎年金番号に統合されないままとなっていたものである（なお、約5,095万件の記録の中には同じ方の記録も含まれており、約5,095万人分の記録が基礎年金番号に未統合ということではない。）。

この約5,095万件の未統合の記録については、社会保険庁において逐次内容の解明を行ってきており、2008年6月27日に公表した未統合記録の全体像に関する集計においては、2006年6月からの統合済みの件数が619万件となったこと、既にお亡くなりになった方の記録であるなど一定の解明がなされた記録が1,515万件あり、今後解明を進める記録等が1,618万件となったことなどが明らかとなった。これらの記録については、今後更に解明・統合を進めていくこととしている。

第2節

社会保険・労働保険の徴収事務の一元化の推進

1 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置

厚生労働省では、事業主の利便性の向上や行政事務の効率化を図る観点から、社会保険と労働保険の徴収事務のうち、可能な事務について一元的な実施を行っている。

具体的には、2003（平成15）年に「社会保険・労働保険徴収事務センター」を全国の社会保険事務所内に設置し、現在、以下の事務について一元的な実施を行っている。

(1) 申請・届出の受付

社会保険料算定の基礎となる賃金の届出（社会保険の算定基礎届）や労働保険の保険料額の届出（労働保険の年度更新申告書）、新たに労働者を採用した際に提出する被保険者資格取得届などの両保険に共通する申請・届出を一括して受け付けている。

(2) 説明会の開催

社会保険、労働保険の適用事業所に対する説明会を開催し、両保険の申告・届出書の記載方法の説明、制度改正の情報提供を行っている。

(3) 事業所調査及び滞納整理の実施

社会保険、労働保険の賃金や保険料額に関する事業所調査、両保険の保険料を滞納している事業所に対して行う差押えなどの滞納整理を一括して実施している。

2 今後の取組み

今後とも、以下のように社会保険と労働保険の徴収事務の一元的な実施を進めていくこととしている。

- ① 法律改正が必要な事項については、2009（平成21）年度より労働保険の年度更新申告書の提出期限（5月20日）と社会保険の算定基礎届の期限（7月10日）を7月10日に統一することなどを2007（平成19）年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により措置し、2009年4月の施行に向けて準備を進めている。
- ② 社会保険と労働保険の申請・届出様式について、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ共通様式化を順次行うなど、運用面での見直しも行っていく。

第3節 独立行政法人、公益法人に関する取組み

1 独立行政法人に関する取組み

独立行政法人制度は、より良い行政サービスの提供を目的として導入された制度であり、厚生労働省が所管する独立行政法人は、16法人（共管法人2法人を含む。）（2008（平成20）年4月1日現在）となっている。

（1）中期目標期間終了時の見直し

独立行政法人制度においては、3年から5年の定められた期間（中期目標期間）の終了時に、組織体制や業務全般に関する見直しが行われることとなっており、2007（平成19）年度は、当該年度に中期目標期間が終了する独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に加え、2008年度に中期目標期間が終了する独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構についても前倒しで見直しが行われた。

（2）「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記（1）の中期目標期間終了時の見直し対象6法人を含むすべての独立行政法人について、原点に立ち返り、事務・事業や組織の在り方等について見直しが行われ、「独立行政法人整理合理化計画」が2007年12月24日に閣議決定された。

同計画においては、

- ① 独立行政法人国立健康・栄養研究所と独立行政法人医薬基盤研究所の統合
- ② 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合
- ③ 独立行政法人雇用・能力開発機構における「私のしごと館」の運営の包括的民間委託、

法人形態の在り方の検討

- ④ 独立行政法人国立病院機構の役職員の非公務員化について、2008年度中に結論が得られるよう所要の検証等を行うこと

などが、厚生労働省所管独立行政法人についての主な見直し内容となっている。

(3) 国立高度専門医療センターの独立行政法人への移行について

国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）は、6つのセンターにおいて医療の専門分野ごとに高度先駆的医療の提供や画期的治療法の研究、研修等を実施しているが、行政改革推進法や「国の行政機関の定員の純減について」（2006（平成18）年6月30日閣議決定）等において、2010（平成22）年度に各ナショナルセンターが独立行政法人へ移行することが決定された。独立行政法人化後も引き続き、各ナショナルセンターは、それぞれの分野において十分に機能を発揮できるよう、ナショナルセンターの果たすべき機能の更なる充実・強化を行うこととしている。

2 公益法人に関する取組み

厚生労働省所管の公益法人は、2007（平成19）年10月現在1,091法人となっている。公益法人改革については、2006（平成18）年6月に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等が公布され、2008（平成20）年12月1日に施行されることとなった。これらの法律の施行後、既存の公益法人は5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請ができる（移行期間内に移行しない公益法人は解散したものとみなされる）こととされているため、厚生労働省としても、所管の公益法人が定められた期間内にそれぞれ移行先を選択できるよう取組みを進めているところである。

公益法人の指導監督については、2001（平成13）年2月、政府として全面的な見直しが行われ、厚生労働省においても、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査（2004（平成16）～2006年の立入検査実施率97.8%）を実施するなど指導監督の一層の強化・徹底を図っている。また、2006年8月に、公益法人の指導監督基準の改正が図られ、所管官庁出身者の定義の見直しが行われたところである。厚生労働省においても本基準に適合しないこととなる公益法人に対しては、経過措置期間である2年以内のできるだけ早い時期に指導監督基準に適合するよう強力に指導するなど、今後とも引き続き、所管公益法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

第4節 情報化の推進

1 情報化の推進

政府は、2006（平成18）年1月に策定した「IT新改革戦略」に基づき、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目指し、2007（平成19）年7月には「重点計画 - 2007」を策定し、目標達成のための諸施策を遂行しているところである。

厚生労働省では、これらの戦略等に基づいて、医療分野や就労・労働分野、行政サービス分野等におけるITによる改革に取り組んでいる。

2 情報化の推進に向けた主な取り組み

（1）厚生労働分野におけるIT利活用の促進

1）医療・健康分野の情報化

医療・健康分野においては、ITの活用が、保健・医療の効率化、安全確保、質の向上に資するものであり、ITを活用した医療機関間の連携の促進、レセプトのオンライン化、健診情報等の活用等について取り組んでいる。特に、レセプトのオンライン化については、医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、個人情報保護等に十分配慮した上で、2006（平成18）年度からオンライン化を進め、2011（平成23）年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるよう取り組みを進めている。

2）介護・福祉分野の情報化

介護・福祉分野においては、高齢者や障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、ITを活用した生活支援機器の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるIT・情報教育の導入等の検討を開始することとしている。また、介護保険レセプトデータを活用し、介護サービスの高度化や質の向上、介護予防に一層効果的に推進することとしている。

3）医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化

また、「IT新改革戦略」において、医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化方針、具体的なアクションプラン等を示す情報化のグランドデザインを2006年度末までに策定することとされたことを受け、2007年3月27日に、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」を決定し、公表した。この中で、医療・健康・介護・福祉分野においてIT化が進められた将来の目指すべき姿を提示するとともに、この将来の姿を踏まえ、2006年度からおおむね5年間に厚生労働省が取り組むべき施策及び事業の計画を示すアクションプランを盛り込んでいる。

アクションプランの具体的内容としては、①医療分野で用いられる各種書類の記述要件や書類の定義等の電子化・標準化の在り方について一定の見解を示すことなど、医療機関の情報化のための取組み、②医療機関（薬局を含む）と審査支払機関間におけるレセプト請求事務を、原則として完全オンライン化することなど、レセプトのオンライン化のための取組み、③標準的な健診項目、標準的なデータ形式を定めることなど、生涯を通じた健康情報の電子的収集と活用のための取組み、④現行の介護給付適正化システムの検証・見直し項目の検討開始など、介護・福祉分野における情報化の取組みをあげている。

今後、このアクションプランに基づき、着実に施策を実施していくものであるが、できる限り早期に実行すべく努めることとする。

4) 社会保障カード（仮称）の導入

（経緯）

社会保障カード（仮称）については、2007年7月5日に政府・与党が取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」において、①年金手帳、健康保険証、さらには介護保険証としての役割を果たす、②年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとして、2011年度中を目途に導入することとされた。

これを受けて、2007年9月、厚生労働省に有識者からなる「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」において、社会保障カード（仮称）の基本的な制度設計等について検討を重ね、2008（平成20）年1月、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」が取りまとめられた。

（報告書の概要）

- ① カード導入により、利用者の利便性の向上と保険者・サービス提供者等の事務効率化を実現する（図表11-4-1）。

図表11-4-1 カード導入により実現を目指す主な効果

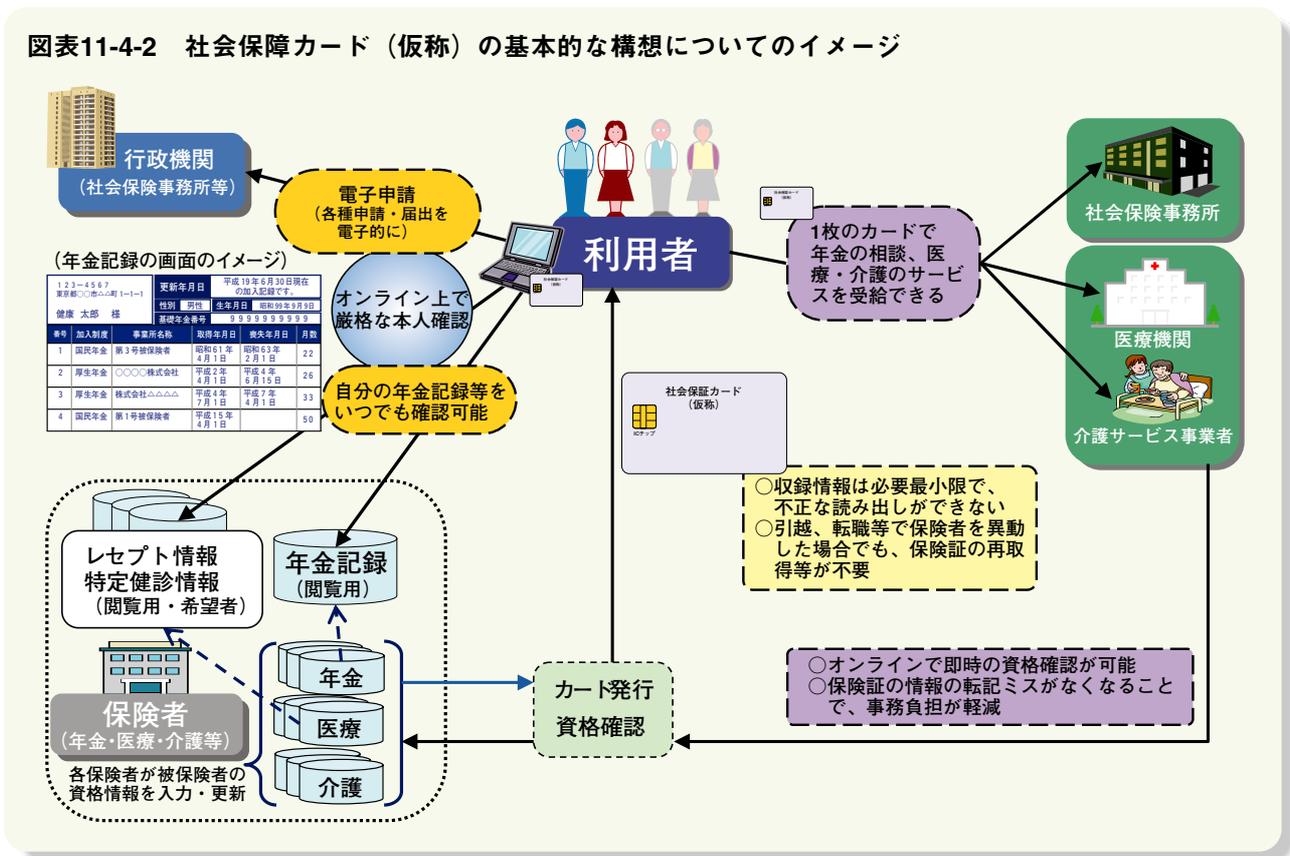
カード導入により実現を目指す主な効果	
○ 年金手帳、健康保険証、介護保険証が1枚のカードになる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚となることで、保管、携帯に便利。被保険者証の発行の事務負担も軽減される。 ・ 現在の保険証等に記載されている情報がICチップなどに収録され、プライバシーの保護に優れる。 ・ 引越、転職等で保険者を異動した場合でも、保険証の再取得等が不要。 ・ 医療機関等の窓口で即時の資格確認が可能となることや、保険証の情報の転記ミスがなくなることで、事務負担が軽減。 ・ 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減。
○ 自分の年金記録等を自宅のパソコン等から常時安全かつ迅速に確認可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン上で厳格な本人確認が行われ、成りすまし等を防止することができる仕組みとする。 ・ 希望者は、自分の特定健診結果等の健康情報も閲覧することが可能。
○ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望者は、身分証明書として利用することも可能。

- ② 安全性に優れたICカードを採用すること、カードには必要最小限の情報のみを収録すること、資格情報のセキュリティ対策を徹底し、カードの収録情報に応じた利用制限を検討すること等により、プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする。
- ③ レセプトオンライン請求、住基カード発行等の関連する仕組みを最大限に活用し、コストを抑えつつ、より多くの効果を実現する、費用対効果に優れた仕組みとする。

(今後の検討の進め方)

費用等を含めた選択肢が整理されることで、より具体的な形で、より広く議論がなされるよう、今後、更に具体的な仕組みの検討を進める（図表11-4-2）。

図表11-4-2 社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ



5) 就労・労働分野の情報化

就労・労働分野においては、インターネットや携帯電話を利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っている。

(2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

行政サービス分野においては、対面を要する手続等一部の手続を除くほとんどすべての手続について、24時間365日オンライン申請を受け付けているが、「IT新改革戦略」において、国・

地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を、2010（平成22）年度までに50%以上とすることが目標とされている。この目標を達成するため2006年3月に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、取組みを進めている。2008年1月には、「厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策」を策定するとともに、2月にオンライン申請の受付窓口を電子政府の総合窓口（e-Gov）に移行したところである。また、ITの活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化の実現のため、2006年3月に社会保険と労働保険などの業務について、同年6月にはがん対策情報センター業務について、それぞれ「業務・システムの最適化計画」を策定し、現在、業務とシステムの最適化に取り組んでいる。

国民年金及び厚生年金の年金加入状況に関する照会については、インターネットバンキング等で広く用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、厳格な本人確認を行うつつ、インターネットによる即時回答を可能とする仕組みを2006年3月末に構築し、更なる迅速化を図ったところである。

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（2005（平成17）年4月1日全面施行）の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定した。

同法の全面施行後、個人情報に関する国民の意識が高まる一方、法律に対する誤解等に起因して、各種名簿の作成が中止されたり、個人情報取扱事業者が大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供を拒否するなど、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られた。

図表11-4-3 個人情報の保護に係るガイドライン等

分野	案件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	疫学研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示）
	臨床研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年7月3日告示）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）（平成18年4月21日見直し）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）（平成19年3月30日見直し）
雇用管理	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月1日告示）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の明確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年11月4日告示）
労働組合	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針（平成17年3月25日告示）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

このような状況を踏まえ、2006（平成18）年2月に、政府として「過剰反応」等に対して、法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進することとされたことを受けて、同年4月には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを行った（図表11-4-3）。

第5節 情報公開・個人情報保護の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務・事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2006（平成18）年4月から2007（平成19）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は5,566件であり、その内訳は、本省受付分として4,641件、地方支分部局及び施設等機関の受付分として925件であった。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は4,648件（取下げが1,015件）であり、その内訳は、本省受付分が3,772件、その他受付分が876件であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は466件、部分的に開示した件数は3,811件、開示を行わなかった件数は371件であった。

2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人等に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事

務・事業に関する情報)に該当するもの以外の情報を開示している。

2006(平成18)年4月から2007(平成19)年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は1,560件、訂正請求件数は4件、利用停止件数は0件であった。開示請求件数の内訳は、本省受付分として47件、地方支分部局及び施設等機関の受付分として1,513件であり、この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は1,502件(取下げが12件)であり、その内訳は、本省受付分が43件、その他受付分が1,459件であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報すべてを開示した件数は903件、部分的に開示した件数は564件、開示を行わなかった件数は35件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006年(平成18)年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

第6節 政策評価等の取組み

1 政策評価の取組み

厚生労働省における政策評価については、2007(平成19)年度から2011(平成23)年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」(第2期基本計画)に基づき実施しているところである。

2007年度は第2期基本計画の初年度であり、新しい政策体系と評価書様式により政策評価を実施した。また、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の改正を受け、2007年10月1日からは法律又は政令により規制の新設・改廃を行う際の事前評価を実施している。

2007年度の具体的な実施状況は、次のとおりである。

- (1) 事前評価については、①新規事業(2008(平成20)年度予算の概算要求を伴う新たな政策(事業)で、1億円以上の費用を要する重点的なもの又は10億円以上の費用を要するもの)21件、②個別公共事業(事業採択時)18件、③個別研究事業27件、④規制の新設・改

廃に係る政策19件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

- (2) 事後評価については、①厚生労働行政全般にわたる施策（12の基本目標及び71の施策目標からなる政策体系）のうち40件に関して実績評価方式により、②主要な制度の変更等を行う施策10件に関して総合評価方式により、③個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）62件、④個別研究事業502件、⑤新規事業の事前評価を実施した事業のうち事業開始から3年を経過したもの10件、⑥成果重視事業8件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

これらの評価結果については、2007年4月以降順次公表している。

また、「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、2007年11月の経済財政諮問会議において、厚生労働省の政策を含む政策評価の重要対象分野が提示されたこと等を踏まえ、2008年3月に第2期基本計画等を改正し、2008年度の政策評価については、①これらの重要対象分野を重点評価課題に位置づけた上での総合評価の実施、②総合評価の実施時期の明確化、③目標の達成状況の明確化などの評価書様式の改善等の見直しを行ったところである。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、所管する16独立行政法人（共管法人2法人を含む。）の評価体制の充実を図るため、2003（平成15）年7月以降、委員会の下に六つの部会が設けられ、各部会が担当法人を分担して、各事業年度の業務実績の評価などを行っている。

2007（平成19）年度には、厚生労働省が所管する独立行政法人について、共管法人2法人を除く14法人の2006（平成18）年度の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されるとともに、2006年度に中期目標期間が終了した独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標期間全体の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されたところである。

また、2007年度に中期目標期間が終了する法人の次期中期目標案、6法人に係る組織・業務全般についての見直し案等についても審議が行われた。